

答申第 1144 号

諮問第 1782 号

件名：交通切符引継書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、違反者名を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 4 月 20 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 10 月 26 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受理

令和 5 年 4 月 20 日、審査請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）情報公開窓口に来庁し、当該窓口にて備え付けられた稲沢警察署の令和 4 年 6 月版行政文書ファイル管理簿を閲覧し、登載されている複数のファイルに保存されている行政文書について閲覧を方法とした開示を求める行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

本件開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

行政文書ファイル登録が

令和 4 年引継書(誤記切符引継書、交通切符引継書、交通反則切符引継書)

平成 31 年～令和 4 年飲酒検知管管理

稲沢署分 ただし行政文書ファイル管理簿(令和 4 年 6 月)に記載

のもの

(この記載内容のうち、「令和 4 年引継書(誤記切符引継書、交通切符引継書、交通反則切符引継書)」の記載について、以下「本件開示請求」という。)

と記載されていた。

(イ) 対象文書の特定と決定期間特例通知

本件開示請求について、行政文書ファイルを調査し行政文書の保管を認め対象文書として特定したが、開示に係る行政文書が大量であること及び開示請求が同時期に集中したことにより、短期間に開示決定することが困難であったため、条例第 13 条の規定により開示決定等する期間を令和 5 年 11 月 6 日までとする決定期間特例通知書を審査請求人に通知した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、開示対象となる行政文書について、条例第 7 条第 2 号の規定に基づき、一部を不開示決定する旨の決定をし、本件処分を行った。

なお、本件開示請求のうち、誤記切符引継書については、本件処分とは別に処分を決定している。

イ 「交通切符引継書」について

対象文書として特定した交通切符引継書とは、交通切符等の管理及び交通切符等による道路交通法違反事件の捜査管理要領の制定（平成 29 年交指・交免・地総・総情発乙第 160 号、以下「通達乙」という。）に基づき定められた様式第 8 の 1 により作成される文書である。通達乙は、交通切符、交通反則切符及び点数切符（以下「交通切符等」という。）の所在の明確化及び交通切符等に係る不適切事案の防止を図ることを目的としている。

ウ 「交通反則切符引継書」について

交通反則切符引継書は、交通切符引継書と同じく通達乙第 3、7(1) により、様式第 7 の 1 を使用し作成するものと定められている。交通切符引継書と同様に、警察署出納責任者から通告官へ交通反則切符(交通反則切符の様式等及び告知要領等の制定(昭和 45 年交指・交免発甲 58 号)に定める交通反則切符をいう。)を引き継ぐ際に作成されるものである。

(2) 本件処分に係る不開示情報

本件処分では対象文書中の警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影並びに違反者名及び生年月日を条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当するものとして不開示としたものである。

ア 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影

本件対象文書中の警部補の階級にある警察官を特定できる部分は、個

人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ところで、同号ただし書は、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2により、警部補以下の階級にある職員をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。

イ 違反者名及び生年月日

違反者名は交通切符引継書、交通反則切符引継書のいずれにも記載されており、生年月日は交通切符引継書のみに記載されている。これらの情報は各切符処理の対象となった違反者に関する情報である。これらの情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため、条例第7条第2号本文に該当する。

(3) 本件処分について

上述のとおり、不開示情報を踏まえ、本件処分を行い審査請求人が閲覧したものであるが、令和4年1月13日分交通反則切符引継書の番号31及び32の違反者名の部分に不開示処理がなされていなかった。

よって、審査請求人が閲覧した交通反則切符引継書を引き戻し、不開示処理をした後閲覧を実施した。

(4) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、交通反則切符引継書について非開示とされた部分も開示されることを求める旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、条例第7条第2号に該当していることから不開示として、本件処分をしていることから審査請求人の主張は認められない。

よって審査請求人の主張には理由がなく失当である。

(5) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件行政文書に係る不開示部分は別表のとおりであるが、審査請求人は、審査請求書において、不開示部分のうち違反者名について開示するよう主張していることから、違反者名が不開示情報に該当するか否かについて、以下検討する。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 処分庁によれば、違反者名は条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当することから、不開示としたとのことである。

イ 当審査会において審査請求人が開示するように求める不開示部分を見分したところ、交通反則切符処理の対象となった違反者の氏名が記載されていた。当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ よって、違反者名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
交通切符引継書（令和４年に作成されたもの）	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	愛知県情報公開条例第７条第２号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定できるため。
	違反者名及び生年月日	愛知県情報公開条例第７条第２号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
交通反則切符引継書（令和４年に作成されたもの）	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	愛知県情報公開条例第７条第２号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定できるため。
	違反者名	愛知県情報公開条例第７条第２号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 2. 1	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 3. 21 (第 703 回 審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 5. 30 (第 706 回 審査会)	審議
7. 6. 24	答申